

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N510
2013・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

福島原発被害東京訴訟と区域外避難者のたたかい

- 福島原発被害首都圏弁護団の活動……………吉田悌一郎
「三本の矢」—原発避難者集団訴訟（山形・群馬・新潟）……………二宮淳悟
国と東電を被告とした避難者集団訴訟—原発被害救済千葉県弁護団の活動……………藤岡拓郎
ヘイトスピーチとたたかう市民たち……………神原 元
「TPPに反対する弁護士ネットワーク」設立—要望書への賛同を募ります……………川口 創

ロースクールの実情と法曹養成

- 司法試験の法科大学院修了要件について……………竹内佑馬
新刊旧刊 渡されたバトンの重みを—池永満著『新患者の権利』……………久保井撰
国際委員会、スタート—情報交流ネットワークの拠点として……………原 和良
【報告】共同学習会「ベトナムと中国の人権状況から考える日本の法律家の役割」
「新しい外交」を求めて「新外交イニシアティブ (ND)」を設立します……………猿田佐世
あいち支部設立55周年記念企画開催される！……………加藤悠史



山形・夏

福島原発被害東京訴訟と 区域外避難者のたたかい

福島原発被害首都圏弁護団の活動

東京 吉田 悌一郎

1 被害者の分断と切り捨て

過去の公害事件や薬害事件などにおいても、国や加害企業は、被害の線引きを行って被害者同士の分断を図り、国や加害企業が一方的に設定した基準から外れる被害者の切り捨てを行ってきた。たとえば水俣病の未認定患者の問題などがその典型といえ、いまだに問題は解決していない。

福島原発事故においても、国と東電は実に巧妙な被害の線引きと切り捨てを行っている。同じ原発事故からの避難者であっても、政府による避難指示のあった区域からの避難者（区域内避難者）と、それ以外の地域からの避難者（区域外避難者）とで、明確な線引きと差別的な取扱いを行っている。

政府による避難指示は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき、一年間の積算線量が二〇ミリシーベルトを超えると推定される箇所を対象とされた。

しかし、放射線被曝の人体への影響、特に低線量被曝の健康影響は未解明な点が多く、二〇ミリシーベルトを超えない地域であるから安全だとはとうてい言い切れない。しかもこの基準は、大人よりもはるかに高い子どももの感受性や内部被曝は考慮されていない。

加えて、福島原発事故はいまだに収束していない。つい最近も、福島第一原発四号機で使用済み核燃料プールの冷却装置がストップするという事故が発生したことは記憶に新しいが、こうした小さな事故は今現在も頻繁に起きており、周辺住民の不安は計り知れない。

こうしたことから、政府による避難指示区域以外の地域であっても、特に幼い子どもがいる世帯などは、放射線被曝を恐れて避難している人が相当数いる。

2 区域外避難者の苦悩

ところが、加害者である国や東電は、こうした区域外避難者に対してあらゆる差別的扱いを行っている。原子力損害賠償紛争審査会における中間指針においても、区域内避難者と比較して、区域外避難者の賠償額は極めて低額である（もともと、区域内避難者に対する中間指針の賠償額も極めて不十分であるが）。そして東電は、被害者間の公平な賠償などという屁理屈を立て、基本的にこの中間指針の枠内での賠償にしか応じようとしない。

さらに、区域外避難者に対する差別的取扱いは、賠償問題だけではない。たとえば、住宅支援、医療費免除、義援金の支払い、避難先での行

政サービス、避難先の児童生徒の就学拒否、高速道路無料化措置の打ち切りなど、様々な場面で区域内の避難者よりも劣後に扱われたり、区域内避難者は利用できる制度を利用できなかったりなど、差別的な取扱いを受けてきた。

その上、区域外避難者は、「自主的避難者」などと呼ばれ、いわば避難する必要もないのに、自分の勝手な判断で避難生活をしている者というレッテルを貼られる。そして、インターネット上などでは、いわゆるエセ被害者扱いを受け、区域外避難者が避難生活をしていること自体を誹謗中傷する投稿などがなされた。

こうしたことから、区域外避難者は、その苦しい避難生活の実情を表立って訴えることもできなくなり、避難先での孤独な生活に耐えながら、ひっそりと身を潜めた避難生活を送ることを余儀なくされている。

3 弁護団の結成と集団提訴

私たちは、このようにして切り捨てられようとしている区域外避難者の賠償問題を取り扱うため、二〇一二年九月頃に福島原発被害首都圏弁護団を立ち上げた。そして、この間都内などで複数回、関東に避難している方々の説明会や相談会を開催してきた。

そして、原発事故から丸二年が経過した二〇一三年三月一日、東電と国を被告とし、東京地裁に対して区域外避難者の初の集団提訴を行った。この訴訟は、福島原発被害東京訴訟と名付けられた。

区域外避難者たちの中には、裁判を起こすことに抵抗を感じる人も少なくなかった。それは、前記のように心ない者からのバッシングなどを恐れたためである。このときの原告は、三世帯八名だが、大変な勇気を振り絞っての提訴であった。

ところが不思議なもので、誰かが提訴に踏み切ると、周りの人々も勇気が出てくる。三月二日の提訴後、それに勇気づけられたのか、私も裁判に加わりたいたいという避難者の方々がポツポツとではあるが確実に増えてきた。

さらに、嬉しいことに、福島原発被害東京訴訟サポーターズという支援団体が自主的に立ち上がり (<http://31himawariseesane/>)、法廷傍聴の動員などを積極的に行ってくれた。呼び掛け人は、作家の雨宮処凛氏、NPO法人自立生活センターもやい代表理事の稲葉剛氏、東京災害支援ネット(とすねっと)副代表で司法書士の後閑一博氏など、知る人ぞ知るそうそうたるメンバーで実に頼もしい。

こうして盛り上がってきた雰囲気の中、二〇一三年七月二六日に第二次提訴を行った。今回は

一四世帯四〇名となった。これらの第二次提訴原告は、前記の三月二日の第一次訴訟に併合される予定である。第二次提訴も、大半が区域外避難者だが、区域内避難者や区域外の滞在者(区域外避難者の家族で地元に残らざるを得なかった人)なども若干入っている。

さらに、今後時期を見て第三次提訴を行う予定である。

裁判は、九月二一日午前二〇時から、東京地裁一〇三号法廷にて第二回期日を迎える。ここでは、原告本人及び代理人による意見陳述がなされる予定である。

4 今後のたたかい

今後は、裁判の中で加害者である東電と国の責任を追及するとともに、被害の実態を明らかにしていく。

ようやく裁判というたたかひの火ぶたが切つて落とされたが、たたかひはまだ始まったばかりである。被害の線引きや被害の切り捨ては決して許してはならない。このたたかひを今後も大いに盛り上げて行きたい。

「三本の矢」

原発避難者集団訴訟（山形・群馬・新潟）

新潟弁護士会 二宮 淳悟

① 避難者集団訴訟の提訴

二〇一三年七月三日一三時三〇分すぎ、原発被害救済山形弁護士団（以下「山形弁護士団」と福島原発被害救済新潟県弁護士団（以下「新潟弁護士団」）は、国と東京電力に対し、一人あたり二〇〇万円（慰謝料）の支払いを求める集団訴訟を提訴した。原告数は山形が二七名（六二世帯）、新潟が三五四名（一〇一世帯）となった。本稿においては、本訴訟の提起に至った経緯と訴訟の概要を紹介したい。

② 各地の弁護士団について

1 各地の共通点

(1) 三県の共通点は、その地理的要因から、福島県内からの避難者を多く抱えている点にある。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故による福島県の避難者は約一五万人とされるが、そのうち県外への避難者数は約五万四〇〇〇人（二〇一三年六月六日現在）である。山形県は八三五九人（七月一八日現在）、新潟県は五二〇八人（七月一八日現在）、群馬県は一六三三人（七月三日現在）であり、三県で計約一五五〇〇〇人の避難者を受け

入れている（いずれも自治体発表）。結果県外避難者の三割弱がこの三県に避難しているのである。

(2) 避難者の賠償問題に取り組むため、二〇一一年九月に群馬弁護士団、同年一月に新潟弁護士団、翌二〇一二年四月には山形弁護士団が結成された。なお、群馬では会員数二五三名中、七一名（二〇一三年八月五日現在）、新潟は会員数二四二名中、七四名（同年四月一日現在）、山形においては会員数八六名中、六三名（同年七月一日現在）で構成されている。

2 三県の弁護士団の紹介

(1) 山形県は、最も多くの区域外避難者を抱えている。多くの区域外避難者の支援を継続的に行っていくことは様々な点で難しいが、山形弁護士団は避難者が弁護士団に「登録」することで、登録した避難者に対して、随時情報提供や相談対応を行っている。避難者を継続的に支援する視点に基づき、寄り添った支援活動といえる。今回の訴状では、避難の実相を明らかにすべく、損害論の検討を中心に担当した。

(2) 群馬弁護士団は、主に県内事業者の風評被害問題などを中心に取り組んできた。今回の訴状では、事故の経緯を中心に担当した。今回、先行した山形・新潟両弁護士団が、七月三日に提訴を達成できたのは、群馬弁護士団のバックアップ、サ

ポートによるところが大きい。今現在、九月の提訴に向けて準備中である。

(3) 新潟弁護士会は、区域外避難者の原紛センター（原子力損害賠償紛争解決センター）への申立件数を多く行ってきた。不動産賠償や財物損害がクローズアップされる中、区域外避難者の和解水準を確立すべく、活動している。今回の裁判では、責任論、因果関係論の検討を中心に担当した。

(4) 各地でそれぞれに結成された弁護士会ではあったが、前述の共通点を抱えた各地の弁護士会が、連携、協力に至ったのは必然であった。そこで、二〇一三年に入り、三県は相互の県を訪問し、訴訟についての検討会議を行い、共通の訴状で提訴すること、費用等の扱いについて共同歩調をとることなどで合意した。また、相互に「顔の見える関係」となつて以降は、率直な意見交換を行うことができようになった。

三 訴訟の概要について

1 被告について

原発事故の責任を明確化し、被害の実相を明らかにすること、さらには、完全賠償、生活再建といった目的に加え、「恒久対策の獲得」も獲得する

必要があることから国をも被告とした。

2 原告について

避難者をめぐる現在の状況に照らせば、区域内避難者と区域外避難者では相当程度異なり、別枠で扱うべきであるとの意見もある。しかしながら、政府の避難指示の合理性を問うことが必須の訴訟において、「線引き問題」を首肯するような扱いをすることには違和感が残る。また、原紛センターへの申立てを先行させることで、精神的損害以外の賠償については、早期かつ柔軟な解決も一定程度可能となる。結果として、今回提起する訴訟の第一陣の原告団を区域の内外を問わないこととした。

3 請求額について

具体的な金額について、多くの弁護士が基準とする月額三五万円との関係の整理が必須となる。月額三五万円よりも月額金額を下げるといったことは、原紛センターにおいて主張している金額との整合性という点から困難であった。他方、月額三五万円の慰謝料という構成が原告希望者ないしは世論から真に納得を受けるものかどうかについては慎重な検討も必要である。

もとより、月額算定方式は交通事故における入通院慰謝料を参考としたものである。過去に例の

ない、「原発事故による避難に伴う慰謝料」を算定するにあたり、新たな精神的損害概念を構築するほうが相当であるし、また必要ではないかと考えた。そこで、端的に慰謝料として総額を二〇〇万円と設定し、避難の実相を明らかにすることとした。

4 一部請求として

なお、慰謝料のみの請求としたとしても、具体的な金額の設定の場面では、実務上印紙代という問題に直面する。多数の原告団を組織する際、印紙代の負担可能性は原告予定者としては、消極的な要素となりうる。この点は、訴訟救助、法テラスの利用等により、当初の負担がないこと、さらには、過去の公害裁判、薬害裁判において、被告負担とする和解等により解決できている例を示して説明するほかない。その他既受領額との調整弁として機能する余地も残すため、結果として、二〇〇〇万円のうちの二〇〇〇万に弁護士費用を加えた二〇〇万円を本訴訟における請求額とした。

四 むすび

三県弁護士会は、各地を訪問し、検討会議を行うとともに、随時情報交換を行うなど、きわめて密に連携している。検討会議も、単なる事務作業

についての連絡会議ではない。避難者の「生の声」を聴き、怒り、先例のない困難な裁判を進めていくための試行錯誤の連続である。若手の弁護士としては、様々な意見、議論に触れることができるだけでなく、自分の考えを述べることができる格

好の機会となっている。

これらの三県の弁護士は、それぞれの弁護士だけでは困難であったと思われる訴訟を、三県弁護団の連携で提起することができた。原発賠償に関して言えば、国と東京電力に向けられたいわば

「三本の矢」である。まずは内二本が放たれた。本年九月二日は、満を持して三本目の矢が放たれる。今後とも三県弁護団は結束して賠償訴訟に取り組んでいく所存である。

(福島原発被害救済新潟県弁護士事務局)

国と東電を被告とした避難者集団訴訟 原発被害救済千葉県弁護団の活動

千葉 藤岡 拓郎

1 弁護団の概要

千葉県内の福島原発事故の避難者は、事故から一年以上経過した現在も三四〇〇人にのぼる。また、千葉県は農業が盛んであり、これに関する風評被害は県内の全域におよび、県内の原発被害は多岐にわたり一様でない。

本弁護団は、避難者をはじめとして、このような県内の多様な被害についての救済活動を目的

に、二〇一二年九月二九日に千葉県内の有志の弁護士で結成された弁護士団である。現在、所属弁護士は六〇名以上におよび、これまで医療事件に積極的に関わっていた弁護士や事業者の代理人を数多く務めてきた弁護士など多彩な活動分野から参集している。

2 二〇一三年三月二日提訴

弁護士は、これまで東京電力に対しての直接請

求や原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）を活用してきたが、直接請求では、賠償基準が硬直化し、ADRでも相応の時間がかかる現状に比して、その解決水準には疑問の余地があった。また、いずれの手続きも、原告らの生活再建のための完全な賠償が実現できる手段とは残念ながらついでない。

被害の完全賠償、原状回復、またそれに向けた立法的解決、被害者救済など制度化、政策転換の実現も、訴訟によって司法が国と東電の加害者

としての責任を明らかにすることなしには進まない。弁護士としては、事故から二年を経過しても先の見えない遅々とした状況に置かれている避難者らのためにも、これらの実現をめざし動き始める時期として二〇一三年三月二日の提訴日を選択した。同日、県内の八世帯二〇人の避難者（下は



二〇一三年七月二日、第二次提訴日での裁判所前の行進

七歳から上は八八歳まで）により、国と東電を被告として、千葉地裁に対し、福島第一原発事故損害賠償請求訴訟を提起した。全原告の請求金額の合計は一〇億二九二九万円余りにおよぶ。

3 訴訟における請求の概要

(1) 被告国の責任

国については、国賠法二条一項による損害賠償の責任として、これまでの原発推進政策が国策民営で進められてきたという事実に基づき、主として①福島第一原発の設置許可処分をしたこと自体の違法性、②遅くとも二〇〇六年には、本件レベルの津波によつて全交流電源喪失に陥り過酷事故に至ることを十分に予見できた以上、その時点で規制権限として電気事業法による使用一時停止等の各種処分、当時の規制が不十分な場合には、前記知見に沿つて省令等を制定改正するなどして新たに規制措置を執つた上で、その権限を適切に行使して前記事故を防止するための措置をはかる作為義務があつたのにこれを怠つたことの違法性（規制権限不行使）の二点で構成している。

(2) 被告東京電力の責任

原賠法二条一項の無過失責任だけでは、東京電

力の故意過失責任や国との共同不法行為責任を明らかにできないことから、民法七〇九条の不法行為責任をも主張している。

(3) 損害の基本的とらえ方

本訴訟で考える原告らの損害は、人の生そのものの破壊である。人は、誰でも人間らしく安心した生活をし、働き、学び、家庭を営み、財産を築き、住みたい場所を自分で選ぶ権利がある。原発事故は、このようなくつもの権利を一度にして失わせた。原発事故による避難は以上のような意味で「全人格的被害」であり、まさに個別の憲法二二条や二五条、二九条などの権利侵害の範疇を超え、憲法二三条の個人の尊重に根ざす人権の侵害である。

(4) 損害項目

この基本的考え方を基にしつつ、具体的には、避難に伴う費用、避難及び避難生活による精神的苦痛（避難慰謝料）、休業損害、財物損害及び不動産損害（新たな生活基盤に必要な再取得費用）、居住地域でのコミュニティ、ふるさとを失つたことによる慰謝料など、避難者に現に生じている種々の損害を網羅している。なお、原告八世帯は、区域内外を問わない。このような政府による一方的な線引き自体の根拠に合理性はないことか

ら、損害についても同様に考えている。

4 訴訟の進行状況と今後の見通し

(1) 裁判所との事前打ち合わせ

提訴から三日後の三月一四日には、裁判所との打ち合わせが入り、ここで、民事第三部の多見谷寿郎裁判長は二年以内での結審を考えていると宣言し、迅速な手続き進行を求めた。弁護団としても当然に迅速解決は望むところだが、裁判所のベースに乗るだけの拙速審理には慎重に構えており今後の審理の動向を注視している。なお、同じ席で裁判長より訴訟救助については年収五〇〇万円以下という基準が示され、結果として、提訴から一週間ほどで資料を提出した世帯すべてに認められた。

(2) 第一・二回口頭弁論期日・進行協議

四月一九日の進行協議期日を経て、五月三日に第一回口頭弁論・進行協議期日、七月一九日に第二回口頭弁論・進行協議期日がそれぞれ実施された。各回の意見陳述として、第一回では、浪江町から避難した四〇代ご夫婦が、第二回では、中通りに位置する区域外から避難した四〇代ご夫婦がそれぞれ過酷な避難経緯や避難の決意に至った

経緯、現在の見通しの立たない不安定な生活、子どもへの思い、国と東電に対し責任を求める決意などを述べられた。

主張立証の面では、原告からの国の責任論に関する補充主張や原告の個別の損害立証が並行して進められ、今後、第三回期日（一〇月二一日を予定）までに原告の個別の損害立証を全原告分出し切ること、原告らの国の責任論の主張は第三回期日での国側の反論を踏まえ第四回期日（二月二三日を予定）までにまとめて出し切ることがこれまでの進行協議において確認されている。

(3) 第二次提訴

この間、弁護団は第二次提訴の準備を進め、七月二日、一〇世帯二七名が新たに千葉地裁に追加提訴した。総額で二三億六四四万円余りとなった。請求内容は、第一次提訴に沿ったものである。

(4) 今後の見通しについて

原告らは、今後の訴訟の進行について、第四回期日以降ですでに損害立証が出そろった原告から順次原告本人尋問を実施するよう求めたが、裁判所は、すべての原告本人尋問には時間がない、区域外の避難者など争点が個別に出てくる原告などに絞って尋問をしたいという考えで現時点では尋

問の用途は立っていない。

他にも第二回口頭弁論で、裁判長が代理人の準備書面の陳述（概要を説明する予定だった）を制限したり、東電の責任は原賠法のみで不法行為責任は審理しないと宣言したり、第二次提訴分の併合は審理が遅延するので責任をもてない、併合するなら原告全員の尋問は困難などと駆け引き的な発言をするなど、裁判所がみずからの頭に思い描く審理計画に執着する姿勢が見え隠れしており、今後も硬直的な進行となるのが危惧される。弁護団がこれらの事態を見極め、全原告の被害の実相を明らかにするために必要な立証方法を採用させる強い姿勢と説得作業が当面の課題となる。

また、本訴訟は他に連携を取る各地の訴訟に比較しても進行が特に速いことから、弁護団が独善や単独主義に陥ることなく常に連携を意識して実践し、各地の訴訟外での運動にもつながる活動が重要である。

ヘイトスピーチとたたかう市民たち

神奈川 神原 元

1

二〇一三年六月二十四日、宇都宮健児弁護士（日弁連前会長）らを筆頭に、全国の弁護士二五二名が代理人となり、六月一六日に東京都新宿区新大久保周辺で行われた「行動する保守運動」が主催した外国人排斥デモ「桜田祭」の参加者による暴行、傷害の被害を受けた被害者二名による告訴状を新宿警察署に提出し、受理された。青法協の多くの先生に、代理人をお引き受けいただいた。

本稿は、そのお礼を兼ねたご報告である。

2

本年に入り、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）を中心とする「行動する保守運動」が、新大久保駅周辺において、「朝鮮人を殺せ」「叩き出せ」等と叫ぶ醜悪な「ヘイトスピーチ」を伴うデモを行っていたことはすでにご報告したとおりである（「青年法律家」No.五〇七・二〇一三年五月号）。これに対し、批判的な市民のグループが「カウンター行動」と称する一連の抗議行動を行っており、両グループの緊張が高まっていた。

「カウンター行動」の先駆けは、反原発「官邸前抗議行動」の仕掛け人でもある野間易通さんが中心になって結成した「レイシストをしばき隊」であった。デモ終了後、在特会のグループは、「お散歩」と称して新大久保の繁華街「イケメン通り」を練り歩き、韓国料理店に嫌がらせをして歩くのが

常であった。二月九日、デモ終了後に「イケメン通り」に向かった在特会グループに「レイシストをしばき隊」が立ちはだかった。「こら、レイシスト、デモが終わったら、とっとと帰れ！」と激しい罵声の応酬で一時現場は騒然となり、機動隊が間に入って双方を解散させた。かくして「お散歩」は中止を余儀なくされたのである。この後、新大久保で「お散歩」が実施されることはなくなった。

カウンター市民の最初の成果である。

二月一七日、「行動する保守運動」のデモに対し、沿道から「仲良くしようぜ」等と書いたプラカードをあげて抗議する人々が現れた。社会人学生でジャズトランペッターの木野寿紀さんが呼びかけた「プラカード隊」であった。デモ隊は、「竹島泥棒とは仲良くしません」等と応じたが、プラカード隊は徐々に人数を増やし、やがてデモ隊を数で圧倒するようになった。

三月三〇日、カウンター市民は、創意工夫にあふれた、多彩な抗議活動で「ヘイトスピーチデモ」を圧倒した。ある市民は、「憎悪の連鎖は何も生まない」等と書かれた横断幕を掲げて排外デモ隊に抗議した。また、ある市民は、排外デモのコーラスを変更させ、新大久保を排外デモから守るために署名運動を始めた。また、ある市民は、通りのビルの大スクリーンに差別批判の識者の声を集めた映像を流し、排外デモ隊を批判した。さらに、

ある市民は、沿道の店舗に向けて「これから差別デモが通過します」等と書いたプラカードを見せ歩き、沿道の店で働く朝鮮・韓国籍の店員らに対し、差別は日本人の総意ではないこと、多くの市民が人種差別に反対していることをアピールした。そして、ある市民は、「好きです。新大久保」等と書かれた風船を通行人に配り、排外デモのために殺伐とした街の雰囲気但至少も柔らかなものにしよとした。また、ある市民は、「なかよくしようぜ」のプラカードを貼った車を排外デモ隊の後に走らせ、明るい音楽を流しながら、スピーカーで「人種差別はいけません。人と人は国籍に拘わらず仲良く生活するべきです」などとアピールした。

市民の中には、ゲイパレードのような恰好で、排外デモ隊にお尻を向けてからかい抗議する者もあった。硬直で画一的な「レイシズム」には、「多様性」と「寛容」こそがアンチテーゼであった。

3

こうした「カウンター市民」に苛立った在特会側は、ついに「切れた」。デモ前、新宿アルタ前で、「しばき隊」の隊員につばを吐きかけた同会の桜井会長は、暴行罪で逮捕された（この時の騒ぎで、しばき隊側も逮捕者を出した）。他方、デモが始まると、沿道で抗議する市民に襲いかかり、突き飛ばしたり、蹴飛ばすという事件が

発生した。

これらに対する警察の対応は、「どっちもどっち」という姿勢に基づいており、マスコミもこれに追従した。マスコミは、「在特会と反対グループ双方が四人の逮捕者を出した」と伝えた。しかし、一方は人種差別を煽るレイシストグループであり、他方は、人種差別に反対し民主主義を守ろうとするグループである。「どっちもどっち」にされてたまるか。六月二六日に居合わせた「在日コリアン弁護士協会」のメンバーらと「しばき隊」の連中の弁護活動に奔走しながら、私たちは、反撃を考えていた。それが冒頭の刑事告訴である。

4

「ヘイトスピーチ」については、それを法規制すべきか、その場合に表現の自由との関係はどうであるかが論じられる。私は、法規制に前向きな立場だが、「対抗言論の法理」からすれば、法規制は最後の手段であるべきであり、言論には言論で対抗するのが本筋であろう。ただ、マイノリティである在日コリアンが、在特会に言論で対抗するのは困難が伴う。「ニガー、スピーク、ジャップ、カイクと呼ばれるのは、顔面に平手うちを食らわせるようなものである。被害は瞬時に与えられる。なぜにそうした行為が行われたのかに思いを巡らす余裕も、それに対抗する表現を相手に返す余裕も与えられない」（チャールズ・R・

ローレンス三世「傷つける言葉、批判的人種理論、侮蔑表現、修正第一条（一九九三年）からである。

その意味で、マジョリティに属する日本人が、「ヘイトスピーチ」に対してきちんと声を上げることは少数者の人権にとって大切なことだ。否、これは在日コリアンの問題ではなく、日本人自身の問題なのだ。日本社会の閉塞状況が続き、生存競争に敗れて明日に希望を持っていない者には「恵まれ、あるいは保護され、世の中から認知されている者たちは、少なくともそうした生存競争を上から眺めるだけの者にしかみえなかったのだろう。そうした空気の中で在特会は生まれた」（安田浩一「ネットと愛国（三五四頁）のだから。この問題は、日本の民主主義のあり方を問う問題であり、日本人自身が自らの手で自らの民主主義を守りきれぬかどうかの問題なのである。ナチスの台頭がユダヤ人の迫害から始まったことを忘れてはならない。少数者の人権蹂躪を傍観する者は、やがて民主主義そのものの破壊も傍観することになるだろう。したがって、この問題で立ち上がった市民の行動こそ、「民主主義の防波堤」であるというべきだ。私は、法律家が、このような市民たちと連帯を強め、在特会による民主主義の破壊に対抗していくことを強く呼びかける。

「TPPに反対する弁護士ネットワーク」設立 要望書への賛同を募ります

あいち
川口 創



2013年7月29日 記者会見の様子

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の危険性を分析して広く市民に訴え、政府にTPP交渉からの脱退を求める運動を作っていくために「TPPに反対する弁護士ネットワーク」を二〇一三年七月二十九日に立ち上げ、政府への要望書を提出しました。ネットワークの共同代表に

宇都宮健児弁護士、岩月浩二弁護士、伊澤正之弁護士に、事務局長に中野和子弁護士、事務局次長に和田聖仁弁護士にいただきました。

TPPの問題については、要望書をお読み下さい。今後も要望書への賛同を募っていきますので、「TPPに反対する弁護士ネットワーク」のブログ (<http://tpplawnet.blog.fc2.com/blog-entry.html>) からプリントアウトし、FAXで〇五二二二二二二三三七（名古屋第一法律事務所 川口）までお送り下されれば幸いです。

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

TPP交渉参加からの撤退を求める弁護士の要望書

TPPに反対する弁護士ネットワーク一同

第一 徹底した情報の公開を求める

TPP交渉は二分野にわたって行われている。食の安全や環境・労働を含む国民の生活に大きな影響を及ぼす広汎な分野が交渉の対象となっており、農産品にかけられる関税の問題はそのごく一部に過ぎない。

しかもTPPでは、自由化の対象とされた分野では、全加盟国の同意をもって例外と認められない限り、統一的な規制に服する、いわゆるネガティブリスト方式が採用されていることから、広汎な制度がTPPによって改廃を求められることになる。

消費者団体や医療分野から反対の声が上がっていることに示されるように、TPPは、

国民の生命・健康・財産を保護するために行う国家の規制等についても幅広く改廃を迫るものとなる危険がある。

国民生活に重大な影響及ぼす事項については、国民的議論を尽くし、国民の理解と同意を得て進めることは民主主義国家のあり方として当然である。

よって、政府に対して、TPP交渉に関して取得し得た全ての情報を国民に公開するよう求める。

第二 IISD条項を前提とするTPP交渉からの即時撤退を求める

1 IISD（投資家対国家紛争解決）条項の概要

IISD条項は、投資協定に反する投資受入国政府の措置によって、損害を被った外国投資家に対して、国際仲裁に付託する権利を認め、投資受入国政府が仲裁判断に服することを事前に包括的に同意する条項である。この場合の「政府」には中央政府だけでなく、自治体や政府投資機関も含まれ、「措置」には行政府の行為だけでなく、法律や制度、慣行等幅広くものが含まれる。

二国間の投資協定に伴うIISD条項は、古く一九六〇年代から存在する。途上国の司法制度の不備を理由として先進国企業の投資を保護することを目的として国際的な仲裁制度

を利用しようとしたものである。

一九九四年に発効したNAFTA（北米自由貿易協定）にIISD条項が存在したことから、先進国間においてIISD提訴が活発になされるようになり、IISD条項に基づく提訴件数が急激に増加した。環境規制や犯罪規制等にまでIISD条項が及ぶことが強い衝撃をもって受け止められた。

二〇一一年には判明している限り、過去最多の四六件のIISD提訴がなされ、累計件数は四五〇件に及んでいる。

2 日本国憲法七六条一項との関係

日本国憲法七六条一項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と規定する。

他方、IISD条項は、外国投資家に対して、投資受入国政府との間の具体的な法的紛争を国際仲裁に付託する権利を認める。このような紛争が我が国裁判所の管轄に属することは明らかであるから、IISD条項は、同項の例外をなすことになる。

国際仲裁に付託することを認める実体規定（ルール）は僅か数箇条程度に過ぎず、なかんずく「間接取用」や「公正・衡平待遇義務」はその概念が極めて不明確である。このため広汎な政府措置に対して、投資協定に違反するとして、国際仲裁に付託することが可能である。米韓FTAの締結に当たって、IISD条

項の影響を検討した韓国法務省は、あらゆる政府の措置が提訴の対象となり得ると結論している。

二〇一一年一二月には、韓国の裁判官一六七名が米韓FTAのIISD条項が司法主権を侵害する可能性があるとして、韓国最高裁に対して、米韓FTAについて検討するタスクフォースチームを設置することを求める建議を行い、韓国最高裁もこれに応じている。

政府は、TPP参加問題が浮上するまで、国連自由権規約の選択議定書が定める個人通報制度には「司法の独立」を規定する憲法七六条三項との関係で問題があるとする見解を挙げて、選択議定書の締結を見送ってきた経緯がある。個人通報制度よりいっそう包括的で強力な例外を認めるIISD条項には、憲法七六条一項の規定との関係上、問題が生じることは、従前の政府の立場でも明らかである。よって、IISD条項は憲法七六条一項に違反する。

3 政策決定の阻害

前記した韓国法務省の検討によれば、IISD条項によって「巨大資本を保有する多国籍企業の場合、制度的・慣行的障害を除去し、特定政府を手なずけるために（taming effect）勝訴の可能性が低い場合にも、仲裁を起こす傾向がある」と分析され、国家の政策判断に萎縮効果を及ぼすことが指摘されている。

二〇一一年には、ドイツ政府に対して、スウェーデンの電力会社が脱原発政策によって三八億ドルの損害を被ったとして提訴する等、国家の中核的な政策決定にまで、ISD提訴が及ぶようになってきている。また、韓国は、低炭素車支援制度の実施を予定していたが、米自動車産業界から米韓FTAに反するとする意見を受けて、同制度の実施を見合わせる結果となっている。

一国の基本的な政策決定や立法まで、ISD提訴の対象となり、政策決定を阻害しているのである。

日本国憲法四一条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定める。ISD条項は、国会の立法裁量すら、投資家国際仲裁のもたらす萎縮効果によって、幅広くこれを阻害するものであり、国民主権原理の端的な表れである同項に違反する疑いがある。

4 結論

多国間の投資条約の中にISD条項を設けようとした例には、WTOドーハラウンドやOECD加盟国の間で交渉された多国間投資協定(MAI)の例があるが、いずれも主権侵害や環境規制を行う国家主権の侵害が指摘されて失敗に終わっている。TPPについてもISD条項の入った草案が作成されていることがリークによって明らかになっているが、

オーストラリア政府は、ISD条項の導入に強く反対している。

このような実情を踏まえれば、司法制度が整備された先進国との間、なかならず訴訟大国と呼ばれるアメリカとの間でのISD条項が、日本国の主権を侵害するとする意見が多数、提起されていることには理由がある。

国家主権の法的形態が憲法である。主権が侵害されることは国内法的には国家の憲法に違反する事態が生じることを意味する。TPPにおけるISD条項は、日本国憲法七六条一項に反するとともに、四一条に反する疑いが強い。

ISD条項は、日本国憲法の根本的改変に等しい事態を招く。

よって、日本国政府は、ISD条項を前提とするTPP交渉への参加を即時撤回することを強く求める。

以上

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協併学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

司法試験の法科大学院修了要件 について

福島 竹内 佑馬

1 はじめまして。私は、福島県で弁護士
をしております竹内佑馬と申します。

私は、司法試験の法科大学院修了要件強
制に反対の立場であります。法科大学院
自体の授業の質や教育内容々々については特
に関心はありません。故に司法試験の法科
大学院修了要件強制に絞って、私の意見を述
べたいと思います。

2 現行制度では、法科大学院修了要件
強制により、大金を払うか借金をするかして
法科大学院を修了しない限り、司法試験の
受験資格すら与えられません。予備試験と
いう制度はありますが、その合格率は非常に
低く、法科大学院に通えない者にとって、あ
まりに大きな負担であります。法科大学院
修了が受験資格要件でさえなければ、背負

う必要のない借金です。

法科大学院の経済的負担はあまりに重く、
三年間で平均三〇〇万円、人によっては一〇
〇〇万円近くの奨学金という借金を抱えてい
ます。

全額免除など法科大学院による学費減免
措置はありますが、その恩恵を受けることが
できるのは本当に一握りの方だけです。

法科大学院生たちの多くは、好きこのん
で法科大学院に通っているわけではありませ
ん。司法試験の受験資格になつていないため、
やむを得ず通うことを国家により強制され
ているのです。実際に私の周りの法科大学院
生や後輩たちからも、法科大学院が受験資
格だから仕方なく通っているという声を私は
聞きました。

大学生を中心に法曹離れが進んでいます。

経済的事情で法曹の夢を断念する大学生も
少なくありません。法科大学院適性試験の
受験生は減少し続け、今年(二〇一三年)は
ついに五〇〇〇人を切りました。

借金と時間を節約できるならば、難関で
も予備試験受験生が増えるのも人情です。
予備試験に何らかの受験資格の制限を設け
るべきだという主張を聞きましたが、そんな
ことをしても大学生の法曹離れは進むだけ
です。

3 法科大学院を卒業して得られるのは、
三回の司法試験受験資格のみで、三振すれば
借金のみが残ります(今後、五年以内五回に
改正されるようですが)。

私の友人は、社会人としてそれなりの収
入を得ていたのに法科大学院に入学して三振
し、いま一〇〇〇万円の借金を返すため、派
遣の仕事を二つかけ持ちしています。友人は
「法科大学院さえなければ、こんな借金を背
負わなくてすんだのに。法科大学院には憎し
みしかない」と話していました。

他にも、私の知り合いで三振して、借金を
返すため就職活動をしましたが、なかなか
正社員の道がないため派遣しかなく、毎月の
法科大学院の借金返済が重いと話していまし

ロースクールの実情と 法曹養成

た。

三振すれば、司法試験の受験資格を得るためには再び法科大学院に通わなければならない、知り合いで三振後再び法科大学院に再入学して、二重の経済的負担を負わされた方もいます。

4 法科大学院修了要件により、私の周りでも多くの友人が法曹になる夢を断念してきました。

法科大学院在学時代、大学ですでに七〇〇万円の借金をして、一年生の後期に家庭の経済的事情が悪化し、奨学金を受けても通うことができなくなり退学した友人がいます。友人は「法科大学院さえなかったら、働さながら司法試験を受けられるのに。なんで、法科大学院を修了しないと受験できないんだ。教授たちが法科大学院の実績を語るならば、受験資格要件から外して語るべき。受験資格と引き換えに高額の金を要求するやり方は、人の弱みにつけ込んで金をむしり取ると何も変わらない」と話していました。

私の後輩は、法科大学院で

留年し、一年間学費を稼ぐために休学し、復

学後あと一単位で修了にまでこぎ着けましたが、再度留年し、経済的事情で退学しました。後輩は、退学する際にメールで「これ以上法科大学院に時間とお金を取られたくありませんし、もうこれ以上学費を払うことができません」と私に訴えました。後輩は、今塾講師をしながら毎月の少ない給料で奨学金を返済し予備試験の勉強をしています。

社会人として仕事をしながら法科大学院に通っていた先輩もいました。家族の事情で仕事を辞めることができずでした。先輩は仕事の都合で昼間の授業にはなかなか出席できず、結局休学期間を入れて八年間通いましたが退学しました。退学する際に私に「あれだけ出費したのに。法科大学院が受験資格でなければ、仕事しながら予備校に通って合格できたのに。支出した費用が全部無駄になった」と話していました。

他にも、法科大学院在学中で、退学した友人や同期を何人も見てきました。

5 法科大学院は国から莫大な補助金を受け取りながら、法科大学院生の経済的負担は一向に軽くなりません。法曹養成制度検討会議のある委員は、「修習生の給費制より

も法科大学院生への補助金を充実させろ」と

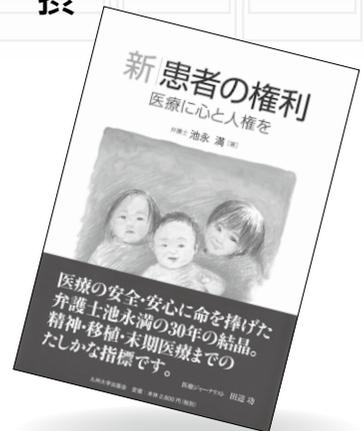
言っていました。本当に法科大学院生のことを考えているならば、司法試験の受験資格から法科大学院修了要件の廃止を主張すべきです。法科大学院の実績や社会的役割が各法科大学院のホームページに書いてありますが、法科大学院修了要件を廃止した上でその成果を語るべきです。私は、法科大学院の意義そのままで否定しません。しかし、その意義を語るのであれば、受験資格を撤廃した上で語ることがフェアであります。

6 法曹養成制度についての私の意見は、速やかに法科大学院修了要件の強制を廃止した上で、だれでも司法試験を受けられるようにすることです。法科大学院は、その上で存続し、法科大学院の理念を追求するべきです。本当に理念を実現しているならば、受験資格要件でなくとも、人は集まるはずですよ。

未来の法曹をめざす者たちの経済的負担をこれ以上重くしないために、速やかな受験資格要件の廃止を主張します。

渡されたバトンの重みを 池永満著『新患者の権利』

福岡 久保井 撰



す つしりと重い本である。著者が三五年間の
 弁護士生活において患者の権利について書
 いた記事や講演原稿、それに本書のために改めて
 書き起こした原稿などからなる。

『患者の権利』の初版は一九九四年、カルテ開示
 が一般には認められず、医療事故調査では証拠保
 全の手続を経なければカルテが入手できなかった
 時代である。その後の患者の権利をめぐる動きの
 進展を受け、一九九七年には、WHOヨーロッパ
 事務局の「ヨーロッパにおける患者の権利の促進
 に関する宣言」等を収録した改訂増補版を出した
 が、二年間のイギリス留学を経て帰国した直後の
 一九九九年に「患者の権利オンブズマン」を立ち上
 げた著者は、中国人強制連行訴訟などの訴訟活動
 や法科大学院教授、弁護士会活動などに忙殺さ

れ、なかなか次の改訂に手をつけられないでいた。

しかし、ハンセン病違憲国賠訴訟を受けて設置
 された検証会議やその提言を受けたロードマップ
 委員会による患者の権利規定を中心とする「医療
 基本法」の提言、日弁連による患者の権利法大綱
 案の発表、さらにはあの日本医師会までが患者の
 権利を掲げた医療基本法について草案をつくるな
 どのめざましい動きを、いずれは整理しまとめた
 という思いを抱き続けていたはずだ。

皮肉にも、その時間をつくったのも、執筆の完
 遂を妨げたのも、著者を襲った病だった。福岡県
 弁護士会会長職のただ中であつた二〇〇九年秋、
 肝機能の異常を指摘され悪性リンパ腫と診断、し
 かし妻以外の誰にも事実を告げず、化学療法を拒
 否して会長職を務め上げ、妻と二人三脚の食事療

法により一時腫瘍は主治医が驚くほどに縮小した
 が、やがて心筋梗塞、胃がん、肝細胞がん、その
 後肺転移、小脳転移と次々に病に見舞われた。

しかし、活動の手を緩めることなく、二〇一二
 年二月になってようやく療養に専念すると宣言、
 以来、病室にもパソコンを持ち込み、夜を徹して
 原稿に向かっていったという。死の数日前まで病室
 に秘書を呼びつけ仕事の指示を続けていた彼の、
 最後まで生き切る、自分らしくあろうとする、貪
 欲なまでの姿勢はまことに見事であつたとしか言
 いようがない。

す て、本書の真の功労者は、編集後記で著者
 の「ベストフレンド」を名乗っている妻早苗
 さんだ。結局未完成のまま遺された膨大な原稿の

新刊 旧刊

ていくために、専門家が
なすべき課題が極めて大
きく横たわっているとい
うことだと思えます」と
述べている。
そして、「患者の権利

山に、喪失の悲しみに浸る間もなく向かい合い、
文字どおり格闘し、著者の構想した章立てにはな
かった「患者の権利運動―次世代へのバトン―」と
題する第八章を設けた。
この章に収録された二〇二二年二月の尼崎医
療生協での著者による最後の講演は、「患者の人
生を支援する多くの医療専門家を」というタイト
ル。自身の病とその医療にまつわる経験を語りな
がら、患者の自己決定権が十分に尊重されていな
い実情に触れ、医療者がインフォームド・コンセ
ントを正しく理解する必要性について語った。そ
の際、患者は悪い情報については自分では決めら
れないことが多いのではないかと、いう会場からの
質問に答えて、「患者の自己決定能力が乏しいこ
とを責める前に、日本社会自身が、とりわけ医
療・福祉、法律、行政など、従前専門家が中心に
なって担ってきた分野が、自己決定原則、即
ちインフォームド・コンセント原則を基軸として
運営されていく市民社会にふさわしい姿に発展し

を守ることは患者のそれぞれの生き方を尊重して
いくことだと思っている、病氣療養より患者の生
きがい支援のあり方を考えるようになった」と
いう自分の主治医の言葉を紹介し、そのように考
える医師がたくさん増えてほしいとのメッセージ
を送った。

このメッセージ、弁護士にもほぼそのまま当
てはまるものではないだろうか。依頼者の
生き方を尊重し、専門家として支援すること。

著者による序文とあとがきはそれぞれ迎えるこ
とのできなかつた結婚記念日と六七歳の誕生日の
日付で書かれているが、どちらにも次世代へのパ
トンとして著したものであるとの言葉がある。そ
のバトンを託された後輩として、今、その重さを
噛みしめているところである。

*池永満著『新患者の権利 医療に心と人
権を』九州大学出版会・二〇一三年七月・二
八〇〇円(税別)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

国際委員会、スタート

—情報交流ネットワークの拠点として

東京 原 和良

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、二〇一三年六月二九日・三〇日に三重県四日市市で開催された第四回定時総会で、新しい委員会として国際委員会を設立することを方針として決議しました。これまでも、多くの会員が外国人研修生問題、在日朝鮮人問題、残留孤児、従軍慰安婦問題、その他の国際人権問題に取り組んできましたが、インターネットの普及により、世界はますます狭くなったなかでこれまでの活動を引き継ぎ、部会として、国際人権問題への組織的継続的取り組みを担う委員会を設置することになったものです。

国際委員会では、今後、国内の在留外国人の人権問題への取り組み、諸外国の人権団体・法律家団体との交流など、わが国の代表的な法律家団体として内外の情報交流ネットワークの拠点とし

て活動を進めていきたいと考えています。具体的には、国際委員会として定期的な学習会やシンポジウムの開催、海外人権団体の来日受け入れ・交流、人権侵害をかかえる海外各地への現地視察や海外人権団体との交流など、会員の要求に基づき企画を具体化していく予定です。

当面は、メーリングリストを立ち上げ、全国の意見交流を図っていきたいと考えています。

委員会のメーリングリストに登録希望の方は、弁学合同部会事務局 (bengaku@seihokyo.jp) までご連絡ください。

報告

共同学習会「ベトナムと中国の人権状況から考える日本の法律家の役割」

司法修習生

一

〇二三年七月二日、国際委員会の発足を記念して、東京支部との共同学習会「ベト

ナムと中国の人権状況から考える日本の法律家の役割」が開催されました。



講師には、土井香苗さん（弁護士、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ東京ディレクター）と阿古智子さん（東京大学大学院総合文化研究科准教授）にお越しいただきました。

お話の中で、阿古さんからは、①刑務所内で起きた人権侵害の被害者らを代理して国を訴える、②粉ミルク汚染事件の被害者らを代理して集団訴訟をする、③ある法律の規定が憲法・国際法違反であると訴える、などの実例を紹介されました。また、土井さんから、タジキスタンとベトナムの事例の紹介がありました。その中で、

前記の「当たり前」の活動を行ったがために、関与する団体を潰され、自身も逮捕投獄され、弁護士資格を剥奪されるといった様々な弾圧を受けている著名な弁護士の方々をご紹介いただきました。私たちが「当たり前」のこととして行っている人権活動を不当に制限されている弁護士が世界には大勢いるということを認識しました。

それでも、弁護士やジャーナリストを支援することが世界から人権侵害を減らすための有効な方法であると土井さんは語ります。なぜなら弁護士やジャーナリストは、社会変革の原動力（エンジン）になりうるからです。

そのような観点から、実際に中国の弁護士・ジャーナリストとの交流活動を行っているのが阿古さんです。阿古さんは、強制立退の現場等で研究活動を行う傍ら、日本の外務省も巻き込んで人権弁護士との交流プログラムを中国で実施しました。また逆に人権弁護士を中国から日本に招待して弁護士間の交流の場を作るといったこともしています。阿古さんの活動をとおして、中国の弁護士は、普段は通信が制限されている他の中国の人権派弁護士と話し合うことができたり、日本の弁護士から法廷闘争の経験を学んだりできているそうです。

学習会では、日本の弁護士ができることについて具体的な方法論の話もなされました。

まず国内でできることとして、海外の人権弁護士の活動が不当に制限されている情報を手に入れたとき、外務省内のその国の担当課に事情を聴き取りに行き事実を確認した上で、不当な制限を直ちにやめるよう相手の国に対し日本政府から要請するよう求める方法があります。あるいは海外から人権弁護士を日本に招聘し、日本の専門家と経験を交流する場を提供するとともに、外務省等を一緒に訪問して海外の人権弁護士を日本政府に紹介するのも一つの手です。一方で、国外での活動も視野に入れるのならば、世界各国の人権弁護士に会いに行つて経験を交流するとともに、その国の日本大使館を訪れその人権弁護士を大使館に紹介して、その活動が不当に制限されないよう今後注意を払ってほしいと要請する方法があります。

日本は私たちが考えている以上に、特に途上国に対しては強い影響力を持っているので、このように日本政府を通じて海外の国の政府に働きかけ、現地の人権弁護士を支援するのが有効なのだという事です。

興味を持たれた方は、ぜひ国際委員会にご参加ください。一緒に人権弁護士の国際的な協力ネットワークを作り、日本国内を含めて、それぞれの弁護士が自分の国で「当たり前」の人権活動ができるよう互いに支援しあうような関係を構築していきましょう。

「新しい外交」を求めて

「新外交イニシアティブ（NDI）」を設立します

東京 猿田 佐世

一〇二二年春、五年の米国滞在から帰国した。後半三年は首都ワシントンで過ごし、日米

外交の現場を垣間見る経験をしたが、ワシントンと東京とをつなぐ外交のチャンネルが非常に限られていることには大変驚いた。在日米軍基地・TPPといった典型的な外交問題ではもちろんのこと、憲法改正、原発、消費税などの国内問題についても「米国」からの影響力は圧倒的である。例えば、有名なアーミテージ・ナイ報告書は過去一〇年の日本の防衛政策を形作ってきたし、二〇二二年九月には「米国」の要求により民主党政権の二〇三〇年代原発ゼロ閣議決定が見送られている。

しかし、その「米国」とは誰なのか？ その「米国」の声を運んでいるのは日本の誰なのか？

日 米外交のチャンネルは、米国側も日本側も関わる人々が限られ、また、それにより運

ばれる声は一面的である。米議会やワシントンの有力シンクタンクで日本についての議論を聞く度に、「日本にはもっと多様な声がある」と感じてきた。

それが分かりやすく現れたのが、鳩山政権時代の普天間基地移設問題である。沖縄の普天間基地を「最低でも県外に」と鳩山氏は求めたが、その声を米政府に伝える日本人はワシントンにはいなかった。日本大使館はその声を積極的に運ぶことはいないし、民主党はワシントンに事務所も駐在員も有していなかった。二カ国間には、戦後六〇年以上自民党政権を支えてきたチャンネルしか存在しない。「沖縄の声を運んでほしい」との要請を受け、私はワシントンで米国政府・議会に対する

ロビーイング活動を始めた。

対日政策の多くを、実に一握りの国務省・国防省の官僚、そして限られた数の「知日派」が決めている。その限られたコミュニティに属さない人はほとんど対日政策に関知しない。それを示す良い例がある。鳩山政権時代の二〇〇九年二月、日本メディアが連日普天間基地問題を取り上げていた頃、私は、米国連邦議会下院の沖縄問題を管轄する小委員会の委員長と面会した。この問題を米議会に取り上げて欲しいと訴えると、「重要な問題と認識している」と答えた委員長は、まず始めに私に沖縄の人口を問い、「二〇〇〇人くらいか」と聞いた。嘩然としながら私が「二〇〇万人以上います」と答えると、「では、飛行場を一つ作ることでその人たちのためになるのでは」と委員長は続けた。これは、米国政治における日本の問題の



米連邦議会議員のテレビ撮影場面。
日本メディアのワシントン取材をコーディネートし、今まで日本のメディアに露出することがなかった識者も含めて普天間基地の辺野古移転に反対する声を数多く取り上げてきた。

扱われ方を端的に示している。

憤りを感じるとはいえ、今まで誰もこの委員長にこの問題を知らせてこなかったのであれば、彼の認識がこの程度でもやむを得ないのかもしれない。この六〇年の日米間のチャンネルは、沖縄の声が届くようにはできてはいないのである。

振り返ってみると、基地問題にせよ憲法問題にせよ、米国からの圧力に対して私自身が怒りを覚えたことはあったが、これまでみずから米国に直

接声を運ぼうと考えてみたことがあったのか、多くの反省がある。国内でいかに声を上げて、その声はそのままでは米国には届かない。言語の問題もあり、また、前記のチャンネルの欠如の問題がある。しかし、実際に、自分の足で回って話をしてみれば、米国の議員等とも顔が見える関係を築くことができる。ワシントンでのロビーイングでは、連邦議会議員をはじめ、多くの人と沖縄基地問題について話をしたが、環境問題や人権問題、女性問題に興味を持って

いる多くの議員が、当初、沖縄についてには知識はなくても、対話を重ねることで、沖縄の状況について理解を示すようになる。また、米国議会では、財政難の観点から海外基地縮小は賛同者が増えているし、ティーパーティー(茶会派)といわれる保守層の一部からも沖縄の基地削減は支持が寄せられる。海兵隊が沖縄に寄せられる。海兵隊が沖縄にいるのはナンセンス、と言いつける有力議員もいた。しかし、米国ではプライオリティの低いこの問題について、こちらが問題を掘り起こさね

ば彼らは発信はしないし、その声は日本のメディアにも載らない。適切に情報を収集・分析しながら、直接的に米国政府・議会に訴えることが大変重要である。これは沖縄の基地問題に限らない。

日本の声の様々であるように、現在、対日政策を担当している「知日派」だけが「米国」ではない。環境問題・平和問題に取り組むNGO、人権活動を行う法律家、原発に反対する連邦議会議員など、様々な存在があつての「米国」である。現在の外交チャンネルが運んでくる影響力に対峙するには、それに変わる外交チャンネルを作り、適切なカウンターパートを見つけてともに動いていくことが欠かせない。



本で、事案の解決に必要な際、私たち弁護士は国会議員に対してロビーイングを行い、記者会見やシンポジウムを開催するなど、幅広い活動を行う。しかし、こと米国になると、具体的な行動を起こさそうと考えることは少ない。また、働きかけることがあっても、散発的であり、影響力を持つ層への効果的な訴えをしようと考えてきたとは言い難い。しかし、それを確実に行っている層があり、それが「米国」の圧倒的な影響力となつて日本に跳ね返ってきている。

この四年間、米国議会・米政府・関連シンクタンク等のみずからロビーイングを、また、日本の

あいち支部設立55周年記念企画 開催される！

あいち 加藤 悠史

〇二三年六月二日に、青年法律家協会あいち支部設立五五周年記念企画が開催されました。五五周年という中途半端な年数ですが、五年に一度ではなく五〇年に一度の企画です。というのも支部五二年目を迎えるころまで、支部が五〇周年を迎えたことを誰も気づいていなかったのです。他の支部では五〇周年を迎えている、あいちも結構古いはずではないかと調べてみると、すでに五〇年以上が経過していました。あいち支部は、一九五八（昭和三三）年に「青法協名古屋支部」として設立されていたのです（全国で三番目の支部）。そこで、気持ち切り替えて五五周年を大々的にやろうと、一年前から実行委員会を構成して準備をしてきました。

支部設立五五周年企画の準備を始めたわけですが、なにぶん実行委員会が若手ばかりで過去の時代を知りません。支部には歴代の記録も残されていません。そこで、本部事務局にお願いして、本部に残されている記録をコピーすることから始まりました。その中で、歴代の支部の役職者などが徐々に整理されていきます。そして、実行委員会で議論をするなかで、節目の年に、青法協の原点は何なのか、先輩弁護士にインタビューして回るうということになり、目玉企画の準備が始まりました。

先輩弁護士といっても本当に多くの先生方がいるので、支部の役職者を中心に若手弁護士

二人でペアを組み、順次、アポをとってインタビューに伺いました。

インタビューを進める中で、愛知県でも青法協の先生方が非常に多くの人権課題に関わってきたことを、生の声で聞くことができました。

その中でも特に特徴的だったのは、四日市公害訴訟や新幹線公害訴訟、名古屋南部大気汚染訴訟などの公害訴訟に多くの先生方が関わっていたことです。公害は人の生命・身体に関わる最大の人権課題だという意識があったのだと思います。現在の福島原発問題への取り組みに通じるものがあるのかなと感じました。また、古くは大須事件やたばな事件などの弾圧事件といった、歴史を感じながら、今なお教訓を生かせるようなお話も伺えました。

どの先生方のお話の中でも、一番印象に残っているのは、「現場主義」ということを語っているこ



とです。机上の理論ではなく、現場の声を大事にするところに青法協の原点があるのかなと感じました。支部設立から五五年がたち、若手弁護士が活動するのは容易ではない時代かもしれませんが、青法協に受け継がれている現場主義を大切に、今後も活動していきたいと改めて感じました。

こうして、先輩弁護士インタビューを軸に、これまでまとめられてこなかった過去の支部活動の記録もまとめて、五五周年の記念誌が完成しました。各支部には一冊づつ寄贈いたしますので、あいち支部の歴史を感じていただければと思います。

六

月二日に開催された記念企画は、二部構成で行いました。昨今の政治情勢も鑑みて、青法協としては憲法課題を取り上げないわけ

にはいかないと考え、第一部では、名古屋大学名誉教授の森英樹先生にご講演いただきました。森先生には「憲法のいかし方、青法協に期待すること」という、やや無茶ぶりなお題でお話いただきました。青法協が設立された当時の社会的な諸運動のキーワードは「平和と民主主義」であり、それが設立趣意書にも反映していること、その中から人権実現への運動へ発展していったこと、また「近代憲法からの脱却」としての自民党憲法草案が復古主義的（ブレモダン）と新自由主義的（ポストモダン）が入り交じったものであることなど、示

唆に富むご講演をいただきました。そして、最後に、青年法律家であることは、「勇気ある法曹」であること、どんな時代の困難な課題にも立ち向かうのが青年法律家であると訴えていただき、大変励まされました。現代の憲法情勢をみると、自民党が参議院選挙でも圧勝するなど、困難な時代を迎えています。が、「設立趣意書」が痛恨事とした、「あの時代」の犠牲となった先輩への思いを忘れずに、「勇気ある法曹」でありたいと思いました。

第二部では、立食パーティー形式で、ベテラン・若手会員入り交じったの記念レセプションを開催しました。レセプションでは、会員の親族がプロのフルート奏者というご縁から、文化企画も催しながら、会員同士の懇親を深められたと思います。中でも過去の活動を振りかえるスライドを行い、先輩弁護士に一言づつコメントをいただいたのですが、やはり思いつく深い事件ばかりなのか、皆さん、沢山しゃべられて時間が足りないくらいでした。今後の、支部の例会でも過去の事件にスポットをあてて、その教訓を若手に引き継ぐ企画をしたいと思います。

記

念企画を通じて、七〇名以上の方にご参加いただき、中日新聞にも記事にしていたなど大盛況のもとに記念企画を終えられました。今後とも、あいち支部をよろしく願っています。

編集後記

▼参議院選挙が終わった。さて、選挙に勝利した現政権の動きだが、TPP交渉で聖域は守ると言っている

ものの、弱い分野はやはり切り捨てか、という不安がある。司法分野も交渉の対象のようである。▼要するに、「弁護士の貿易障壁の撤廃」という問題だろうと思う。この分野も弱者の分野であるから、切り捨て候補としては有力だろう。▼ま、それは冗談にしても、弁護士の自由化ではちっともおもしろくない。いつそのこと、裁判官の貿易自由化をやってみたらどうだろうか。懲罰賠償判決がどんどん出たりして、刺激的かも知れない。▼おもしろいと思うが、「おもしろい司法」すなわち正義と言えるのだろうか。「自由化」すなわち、「良い方向への進歩」とは限らない。この先本当に大丈夫なのだろうかと気になるのである。▼まったく、平穩とはほど遠い世の中になったものだ。

(高野 真人)